平成２８年（フ）第１１６１号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１　32棟613号
債務者　深田　秀男
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６５号
京都市右京区梅津徳丸町17番地６　コーポ黒川202
債務者　原田　芳子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６８号
京都市伏見区小栗栖小阪町97番地４
債務者　谷井　智春
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７１号
京都市山科区上花山講田町44番地、前住所京都市山科区西野山射庭ノ上町24番地１　ロイヤルハイツ秀408号
債務者　加藤さつき
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７５号
京都府八幡市八幡女郎花73番地の１　女郎花マンション２号室、前住所大阪府枚方市村野高見台１番33号
債務者　小林　靖彦
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７７号
京都市右京区西京極新田町17番地の１　西京極市営住宅７棟301号
債務者　木寅レナダーこと　ＫＩＴＯＲＡ　ＲＥＩＮＡＬＤＡ　ＣＡＢＵＤＯＬ
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９号
福島県会津若松市西栄町１番60号　アーバンスクエア301、前住所福島県会津若松市高野町吉田136番地
債務者　江川　純子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
新潟県糸魚川市大字槙12番地
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４７号
静岡県掛川市大坂3455番地　カーナＩ　201号
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
兵庫県小野市久茂町21番地
債務者　芝本　　**巽**
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第８４号
兵庫県加東市社74番地２
債務者　横野　真逸
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２１６号
香川県東かがわ市町田78番６、住民票上の住所香川県高松市木太町3552番地12　リベール１－２Ｆ
債務者　新枝　利明
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９４８号
神戸市長田区駒ケ林町４丁目15番８号　駒ケ林マンション201号、申立時の住所神戸市長田区重池町１丁目５番６号　コート上沢311号
債務者　川村　大助
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７４号
神戸市中央区東雲通４丁目３番10号第２イナホハイツＢ棟206号
債務者　佐藤　善信
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７３号
兵庫県高砂市荒井町新浜２丁目21番15号
債務者　尾崎小夜美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８３９号
名古屋市南区豊田３丁目３番24号　松本マンション405号
債務者　伊地知美紀
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部